

<生徒会スローガン>

団結 ニコニコ輝く城田人

H28. 10. 25

No. 8

学校だより

城田中学校 検索

HP カウンタ数：58851

校長

鈴木 憲

平成28年度 文化祭 10/30 みんなの力で成功させよう!

文化祭テーマ：「団結」～ニコニコ輝く城田人(きだんちゅ)～

平成28年度城田中学校「文化祭」が、10月30日(日)に迫ってきました。

生徒たちは、日々の授業や部活動に一生懸命に取り組むとともに、お昼休みや放課後を活用して文化祭への準備を着々と進めています。

特に、ビッグイベントの合唱コンクールに向けては、10月18日(火)から学校全体で放課後の練習が始まりました。体育館、音楽室、被服室、教室で練習場所のローテーションを組んで、どのクラスも熱気を帯びた集中練習に取り組んでいます。

英語スピーチなどの生徒発表や生徒会有志発表の練習、作品展示の準備など、自分たちで考え、仲間と協力し合い、楽しく意欲的に活動する姿が見られます。

文化祭までのカウントダウンは5日。城田中生徒の「団結」を感じる文化祭を期待します。

保護者や地域の皆様におかれましては、是非ともご来校いただき、生徒たちの「頑張る」姿をご参観いただきたいと思います。

【生徒発表(体育館)】

- ◇英語スピーチ・読書感想文発表…9:00～
- ◇合唱コンクール…9:30～ ※学年合唱→クラス合唱→合唱団発表
- ◇展示・昼食・休憩…11:30～
- ◇ピアノ連弾…12:40～ ※中瀬あやさん、太田智美さんが来校
- ◇生徒会有志発表…13:55～
- ◇閉会行事…15:00～

【PTA協賛行事】

- ◇PTAバザー販売(被服室)…10:30～12:00
- ◇食券引き換え(調理室)…10:30～12:00 ※当日券はありません。

ジャズ・ワークショップ◇ジャズベーシスト・古野光昭さん来校 10/20

10月20日(木)の午前、伊勢市出身のプロのジャズベーシストである古野光昭さんを迎え、「ジャズ・ワークショップ」を行いました。古野さんの気さくなトークを交え、全校生徒がアルトリコーダーで演奏にコラボするなど、ジャズのリズムを身近に感じ楽しみました。

古野さんは、小・中・高等学校時代を伊勢で過ごし、東京音楽大学を卒業された日本を代表するジャズベーシストです。文化庁が一流の文化芸術団体を全国の小中学校に派遣する「文化芸術による子供の育成事業」に応募し、幸運にも希望が認められて実現しました。

内容は、この日の「ワークショップ」と11月28日(月)の「公演」の2部構成となっており、「公演」では、「古野光昭フルノーツ with 寺井尚子ジャズ・クインテット」のコンサートが開催されます。13:30開演。会場は、城田中学校の体育館。無料です。

またとない機会。保護者や地域の皆様も、一流のジャズを是非、聴きにきてください。

古野さんも「たくさんの方々に聴いていただくとありがたいです。」と話されていました。

♪ジャズコンサート 11月28日(月) 13:30開演 城田中学校体育館♪

ケータイやスマホを使う目的や使い方をしっかり考えよう！

携帯電話やスマートフォン、タブレット端末などの普及によって、インターネットはますます私たちの生活に身近なものになっています。最近、子どもたちも自分の携帯電話やスマートフォン等を持ち、メールや調べ物、ゲームなどをすることも多くなりました。

本年4月に実施した全国学力・学習状況調査の生徒質問紙によると、本校では3年生の86.5%の生徒が携帯電話やスマートフォンを持っているという状況でした（三重県：85.0%、全国：81.2%）。また、ゲーム機・タブレット型携帯端末・音楽プレイヤーなどからもインターネット接続が可能であり、本校でも、1・2年生の生徒も含め、相当数の生徒が、このような電子機器を活用してインターネットを利用できる環境にあるものと思われます。

携帯電話やスマートフォン等によるインターネット利用は、便利な一方で、有害情報の氾濫やいじめ、犯罪被害、個人情報の流出などといった危険な面もあります。場合によっては、生徒たちが犯罪の被害者や加害者になることもあるため、生徒たちに安全な利用方法を伝え、その徹底を図る必要があります。

最近、本校でも、スマートフォン等の不適切な使用状況が見られたことから、個別に指導を行うとともに、各学年で、携帯電話やスマートフォンの使い方や危険性、個人情報の保護、情報モラルなどについて、全体指導を行ったところです。

学校としては、今後も引き続き、保護者の皆様と連携して、生徒たちをインターネット上の危険やトラブルから守るための取組を進めていきたいと考えています。

各ご家庭におかれましては、以下にお示しする「安全・安心なネット利用のために保護者が行うべき3つのポイント」等を踏まえた取組をよろしくお願ひします。

また、4ページには、携帯電話やスマートフォンを賢く安全に使うためのメリットとリスクをまとめた「ケータイ&スマホ新聞」（文部科学省発行）を掲載しました。

家庭での子どもたちとの話し合いの際にご活用ください。

◆携帯電話やスマートフォンを子どもに持たせるとき

安全・安心なネット利用のために保護者が行うべき3つのポイント

※政府広報オンライン（内閣府大臣官房政府広報室）より

【ポイント1】 子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせるときは目的を明確に

子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせるときは、ただのプレゼントやごほうびとしてではなく、「何のために必要なのか」「どのように使うのか」を話し合うことが大切です。

例えば、「緊急連絡」「（GPSによる）所在確認」「防犯」「学習のための調べ物」といった利用目的を、あらかじめ子どもと話し合っておく、などが有効です。

また、子ども自身に「携帯電話やスマートフォンを持つ必要性と責任」を自覚させるために、インターネットの特徴や有害情報などの危険性、個人情報を守る必要性などを説明し、本人に危機意識を持たせるようにしましょう。

最初のうちは、子どもの携帯電話などの利用を保護者が見守りながら、子どもがインターネットを利用する際のマナーや安全に利用するための知識を身に付けられるようにしましょう。

【ポイント2】 有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの活用

子どもが携帯電話やスマートフォンを利用する際には、有害情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」〔※1〕を活用しましょう。それによって、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなどを、子どもが閲覧できないようにします。

なお、携帯電話会社では18歳未満の子どもが携帯電話などを利用する場合には、保護者からの申し出がないかぎり、フィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限サービス）を提供しています（無償）。携帯電話など購入の際に、主に子どもが使うことを販売店に伝えれば、フィルタリングサービスを利用することができます。

【ポイント3】 親子で話し合っ、家庭でのルール作りを

子どもが、携帯電話やスマートフォンで上手にインターネットを活用できるようにするために、家庭のルール〔※2〕をつくりましょう。ルール作りは保護者の一方的な押しつけではなく、子どもと一緒に作ったルール作りが必要であることから、利用目的や利用場所・時間帯を話し合っ決めて決めることが大事です。

もし、これらのルールを守れなかったときには、携帯電話などの利用を一時禁止するなどのペナルティも決めておくと、ルールを守るための責任感が本人に生まれます。なお、いつも目に付くところにルールを張っておくなどすると、より効果的です。

携帯電話などの利用状況については、子どもと折に触れて話し合い、問題がないか確認してください。万が一、トラブルが生じたときには、すぐに保護者に相談するよう、ふだんから子どもと話ししておきましょう。

◆フィルタリングとは〔※1〕

フィルタリングとは、子どもに見せるのが好ましくないインターネット上の有害サイトを一定の基準で判別し、閲覧を制限するサービスです。

大きく分けて、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式の2種類がありますが、初めての利用時には、より安全なホワイトリスト方式がお勧めです。子どもが情報モラルを身に付けて安全な利用に慣れてきたら、発達段階に応じてフィルタリングの設定を見直し、利用できる範囲を広げていきましょう。詳しくは販売店にご相談ください。

＜ホワイトリスト方式＞・・・事前に登録したサイトのみ閲覧可能
→親が認めたもの以外のサイトは閲覧できない

＜ブラックリスト方式＞・・・事前登録したサイトやカテゴリーの閲覧をブロック
→ブロックされたサイト以外は、自由に閲覧できる

◆家庭のルールの具体例〔※2〕

- 困ったときにはすぐに相談する
- 利用する時間を決める
- 利用する場所を決める
- 暗証番号は親が管理する
- サイトに登録する場合は事前に親に相談する
- お金がかかる場合は事前に相談する
- 名前や顔写真、学校名などは書き込まない
- 知らない人のメールに返信しない
- 他人の悪口を書き込まない
- 月に1度、利用状況を保護者と確認する
- ルールを破ったら、一時利用禁止とする

～保護者が知っておきたいケータイの知識～「青少年インターネット環境整備法」から

- 保護者の責務 保護者はネット上には有害情報が氾濫していることを認識して、子どものネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守る努力をする責務があります。（第6条）
- 事業者の義務 子どもが利用する携帯電話に、フィルタリングを提供する義務があります。フィルタリングを解除するには、保護者（親権者）の同意が必要です。（第17条1項等）
- 保護者の義務 子どもの携帯電話を購入する際には、携帯電話会社に「使用者が子どもであること」を申し出る義務があります。（第17条2項）

ルール：学校への携帯電話やスマートフォンなどの持ち込みは禁止です。